

平成29年度 学校生活における安心・安全のきまり（生徒指導規程）

廿日市市立吉和小学校

社会には、みんなが安心して生活できるためのいろいろなルールやマナーがあります。社会でのルールやマナーは、学校の中でも同じです。子どもたち一人一人が安心して、のびのびと自分の力を発揮できるようにするために、「学校生活における安心・安全のきまり」を定め、次のことを指導します。

1 嫌な思いをしたり、誰かに傷つけられたりすることがないように指導します。

①いじめは絶対にしてはいけません。

- ・いじめは相手を傷つけるだけでなく、人の命をうばうことにもつながる許されない行為です。

【守られなかったときの対応】

- いじめを発見したら、保護者と連携し、被害児童を全力で守ります。
- 加害児童に対しては、保護者と連携し、事実確認や反省指導を行います。
- ※必要に応じて専門機関等と連携し、解決を図ります。

②相手をたたいたり、けったりするなど、暴力をふるってはいけません。

- ・暴力行為など、人の心身を脅かす行為は、絶対にあってはいけません。

【守られなかったときの対応】

- 加害児童に対しては、保護者と連携し、事実確認や反省指導を行います。
- ※必要に応じて、児童相談所等専門機関と連携します。

2 集中して授業を受けられるよう指導します。

①学校に必要なものは持って来ません。（マンガ、ゲーム、携帯電話、お菓子など）

【守られなかったときの対応】

- 不必要なものを持ってきた時には、職員室で預かり、事情を聞きます。保護者の方にも連絡し、協力をお願いします。

②学校生活に適した服装で生活します。

- ・学校で決められた「服装のきまり」にそって、時や場にあった服装ができるよう指導します。

【守られなかったときの対応】

- 保護者と協力し、よりよい服装に改善するよう継続して指導します。

③頭髪は脱色や染色をしません。

【守られなかったときの対応】

- 保護者に連絡し、黒染めして登校するように継続して指導します。

④授業のさまたげになるようなことはしません。（勝手に立ち歩く。突然大声を出す。おしゃべりをする、教室を抜け出す等）

- ・誰もが学ぶ権利を持っています。その権利を奪ってはいけません。

【守られなかったときの対応】

- その場で適切に指導します。場合によっては、別室で理由を聞いたり、クールダウンしたりします。

3 学校生活の中で、まわりの人に迷惑になることはしないよう指導します。

①物に当たったり、物を壊したりしません。

- 学校の物品や公共の物、他人の物を大切にすることは、集団生活の基本となる大切なルールです。

【守られなかったときの対応】

○事実確認を行い、反省指導を行います。場合によっては保護者の方と連携し、弁償してもらうこともあります。

②子どもたちが触法行為（万引き、暴力行為、器物損壊など）を犯さないよう指導します。

- 道徳や非行防止教室等を実施し、未然防止のための指導を行います。

【守られなかったときの対応】

○法に触れるような行為を行った場合には、保護者の方と連携し、十分な反省指導を行うとともに、場合によっては、警察や児童相談所、スクールカウンセラーなど専門家と連携します。

【反省指導について】

反省指導とは、ルールやマナーが守れなかった時に、自分の行動を振り返り、これからどのように行動すればよいかを考える指導のことです。そのために、問題行動の内容に応じて次のような指導を一定期間、継続して行います。反省指導を行う場合には、保護者の方と連携します。

＜主な指導内容＞

①説諭

○問題行動がなぜいけないのか、どうすべきだったのかを子どもたちが理解できるようにじっくり話します。

②反省文

○自分のとった行動に対して、なぜしてしまったのか、そのことについてどう思うか、これからどのように行動を変えていくか、といったことを振り返り、反省文に書きます。

③謝罪

○自分の行動を振り返り、気付いたことをもとに、謝罪の気持ちを丁寧に相手に伝えます。

④行動目標の設定

○今後、日々の生活の中でどのようなことに取り組んでいくか、目標を自己決定させ、行動の改善を図ります。目標はできるだけスモールステップで設定し、できたことを評価しながら段階的に改善できるようにします。

⑤定期的な面談

○目標設定後、目標の確認や目標達成の評価を行うために、継続的又は定期的に面談を行います。

（例）朝、登校後、別室で担当教諭と面談し、行動目標を確認して1日をスタートする。

放課後に、別室で担当教諭と面談し、今日1日の自分の行動を振り返る。

できたことは評価し、できなかったことについては振り返りを行い、明日の目標を設定する。※行動が改善され、本人が自信をもって生活できるよう継続して指導を行う。

⑥学習指導

○学力不振や学習でのつまずきが原因で問題行動を起こした児童については、大休憩や昼休憩、放課後等を活用して、個別の学習指導を継続して行います。個に応じた家庭学習等も工夫し保護者の方にも協力をお願いします。

⑦奉仕活動等

○自尊心や自己有用感、自己肯定感が低いことなどが原因で問題行動を起こした児童には、行動目標の中に奉仕活動など、人の役に立つ活動を取り入れます。

平成29年度廿日市市立吉和中学校生徒指導規程（改訂版）

生徒が互いに尊重し合い、充実した中学校生活を営むために、マナーを守った言動と、その指導は大切である。中学校3年間の見通しを持った指導について、共通認識、共通実践を図るため本規定を定める。

1 登下校

- (1) 登下校は自転車を原則とし、定められた通学路を、ヘルメットを着用し、交通規則を正しく守って通学すること。年に2回、自転車点検を行う。*「自転車通学について」参照
凍結時には、安全のため、徒歩で登校すること。
- (2) ノーヘルメット，2人乗り，買い食いについては，特別な指導をする。
- (3) 登下校途中に，お店に入り，買い食いをしてはならない。
- (4) 登校後は無断で校外に出てはならない。必要な場合は，先生の許可を得ること。

2 あいさつ・礼儀

- (1) 誰とでも大きな声で気持ちのよいあいさつをすること。
- (2) 言葉は，はっきりと正しくつかうように努め，特に「はい」「いいえ」をはっきり言うようにすること。

3 学習（授業）

- (1) 忘れ物をしてはならない。
- (2) 始業前に準備を終えて，「朝の読書」をすること。
- (3) 授業中は学習に集中し，他の人に迷惑をかけないようにすること。
- (4) 自発的，自主的に学習し，宿題及び予習，復習をきちんとすること。
- (5) わからないところはそのままにせず，きちんと理解するために努力すること。
- (6) 遅れて教室に入るときや授業中席を離れるときは先生に届け承認を得るようにすること。
- (7) 宿題忘れや宿題が不十分と見られる場合，放課後，完全に終わってから帰宅すること。

4 休憩時間

- (1) 休憩時間中に，前時の片付けと，次時の準備，教室の移動，用便をすませておくこと。
- (2) 危険な遊びや他の人に迷惑を与えるような遊びはしてはならない。
- (3) パソコンルームなどの特別教室には必ず，許可を得て入室すること。

5 給食時間

- (1) 当番は，エプロン，三角巾，マスクを正しくつけて準備すること。
- (2) 当番以外の生徒は，廊下で静かに待つこと。
- (3) 全員が着席してから，食前食後のあいさつは気持ちを込めてすること。
- (4) 給食は可能な限り，残さないように努力すること。
- (5) 食器の片付けは，決められた場所にきちんとすること。

6 清掃・美化

- (1) 校舎内外を汚さないようにする。
- (2) 上履き，下履きの区別をつけること。
- (3) 清掃中は窓をあげ，手順よく，丁寧に行うこと。用具は大切に扱い，後片付けを確実に行うこと。
- (4) 落ちているゴミは，すすんで拾うように努めること。
- (5) 一人ひとりが，学校の美化に心がけ，気持ちのよい環境を作り上げるように努力すること。
- (6) 教室内を整理整頓するように心がけること。

7 容儀

- (1) 身体は健康安全上、常に清潔にして、髪、つめは短く切っておくこと。
- (2) 頭髪について
 - ① 頭髪が学習のさまたげになるときは、黒、紺、茶色のゴムひもで結ぶこと。
 - ② 脱色をしてはならない。違反があった場合、保護者に連絡し、黒染めして登校すること。
 - ③ 染色をしてはならない。違反があった場合、保護者に連絡し、黒染めして登校すること。
 - ④ 整髪料で髪を立てたりせず、自然に寝癖を整える程度にとどめること。整髪料は無香料とする。
 - ⑤ 頭髪が、学習や運動の妨げになると判断した場合、特別な指導をする。
 - ⑥ 保健上の都合で規程に従えない場合、保護者を通して担任に届け出て、学校の許可を得ること。
- (3) その他
 - ① 眉毛は細くそることをしてはならない。
 - ② 日焼け止めクリーム、薬用リップ、制汗剤、ハンドクリーム等の適切な使用はよいが、化粧をしてはならない。
 - ③ スカートの長さは、膝が隠れる長さにする。
 - ④ 携帯電話や情報通信機器、ゲーム類、菓子などの不必要なものは学校に持ってきてはならない。違反があった場合、学校で預かり、担任を通して保護者に返す。また特別な指導を行う場合もある。

8 服装

- (1) 学校で定められた制服を着用すること。
- (2) 貴金属をはじめとして不必要なものは身につけてはならない。
- (3) 衣服は健康安全上常に清潔にし、ボタン類は完全につけておくこと。
- (4) セーター、ベストは紺、黒、白、灰色の華美でないものであり、ワンポイントまでのもの着用を認める。
- (5) 靴下は白で、ワンポイントまでのもの着用を認める。
- (6) 靴は白で、靴紐及びラインも色に白に限る。
- (7) 冬季の女子のタイツについては、黒の無地に限り防寒の目的による着用を認める。(12月～2月)
- (8) 違反が合った場合、保護者に連絡し、特別な指導を行う。

9 校外生活

- (1) 夜間外出は保護者同伴とすること。
- (2) アルバイトは、やむをえない場合について学校の許可を得ること。
- (3) バイク等の運転、飲酒、喫煙などの法律に違反する行為はしてはならない。違反が合った場合、警察と連携をとり、特別な指導を行う。

10 その他

- (1) 登下校時間を守る。
- (2) 下校時間は次の通りとする。(部活動終了時間)

ア	4月～新人大会	18:00 (17:45)
イ	新人大会～文化祭、卒業式～修了式	17:30 (17:15)
ウ	文化祭～卒業式	17:00 (16:45)

(スキー部はその限りではない)
- (3) 試験の一週間前から試験終了日の1日前までは、部活動を停止する。
- (4) 試験期間中は朝会を停止する。
- (5) 飲料水は、お茶、煮沸済みの水とする。部活動中はスポーツドリンクも認める。
- (6) 欠席する場合は始業前までに学校に連絡をすること。
- (7) 欠課については事前に教科担任に連絡すること。

1.1 特別な指導

(1) 次の問題行動に対し、教育上必要と認められる場合、特別な指導を行う。

① 法規，法令に違反する行為

- ・飲酒，喫煙
- ・暴力，威圧，強要行為
- ・建造物，器物破損
- ・窃盗，万引き
- ・性に関するもの
- ・薬物等乱用
- ・交通違反
- ・刃物等所持
- ・その他，法令，法規に違反する行為

② 本校の規則等に違反する行為

- ・いじめ
- ・カンニング
- ・無断アルバイト
- ・暴走族等への加入
- ・登校後の無断外出，無断早退
- ・指導に従わないなどの指導無視及び暴言等
- ・その他，学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

(2) 本校の特別な指導段階は次の通りとする。

- ① 本人への説諭，事実・反省・宣誓の文章の作成及び保護者への連絡
- ② ①で改善が見られない場合，保護者との面談
- ③ ②で改善が見られない場合，学校からの懲戒

(3) 特別な指導におけるその他

- ① 生徒指導規程は，年度毎に見直すこととする。
- ② 特別な指導の詳細の流れは，別紙「問題行動等特別な指導の流れ」に基づいて実施する。

平成29年4月7日 一部改正・施行